

様式第3号(第11条関係)

審 議 会 等 調 書

名称	城下町佐伯国木田独歩館運営協議会		
設置目的	独歩館の運営に関し必要な事項を協議する。		
設置根拠等	城下町佐伯国木田独歩館条例		
設置年月日	平成17年 3月 3日	委員数	12人
審議事項等	独歩館の運営の基本的事項に関する事。 その他、独歩館の運営に関し必要な協議事項がある場合、審議する。		
事務局担当課名	社会教育課 文化振興係 電話番号 22-4234		
備考			